

れない。

3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

靖国問題は1985年（昭和60年）の中曽根康弘元首相の参拝以来、今回の小泉首相の参拝に至るまで歴代の首相の参拝を巡って全国各地で訴訟となっている。¹ しかしながらそれは、国民生活全体に関わるような主要な関心事になってはいないといえるだろう。

このことは、わが国の政治社会においては、信教の自由の保障は基本的人権の中核を占めているとの認識が、いまだに国民各層の間に深く浸透していないことを示している。それに比して、アメリカ合衆国においては、信教の自由と政教分離は建国当初からの重要な政治課題であった。合衆国は建国の当初より、憲法修正第1条の国教樹立禁止条項によって、いわゆる政教分離の規定を定めた。それは以下のように宣言している。

修正第1条

連邦議会は、国教の樹立に関し、自由な宗教活動を禁止し、言論または出版の自由、平和に集会し、苦情の救済を求めて政府に請願する人民の権利を縮減する法律を制定してはならない。

なぜこの問題が重要視されたのかというと、歴史家のマーネルの指摘によれば、それはアメリカ人に根付いている宗教的信仰のもたらす成果であるという。

¹ すでに中曽根首相の靖国神社参拝については、大阪、福岡両地裁で判決が下されている。この事件の原告側は、首相の公式参拝は憲法第20条1項、3項に違反するものとして、国家賠償法による損害賠償を請求したが、判決は「原告らが信教上不利益な取り扱いを受けたとか、宗教上の強制を受けた」事実は認められないとして請求を棄却した。別冊ジュリスト No.109、『宗教判例百選（第二版）』（有斐閣、1991年）56頁。

「修正第一条は宗教への無関心の所産ではなかった。それは啓蒙思想の理神論の所産でもなかった。たとえ建国の父祖たちの中に理神論者がいたとしても。とりわけ、それは絶対に世俗主義の所産ではなかった。二十世紀の世俗主義の精神を十八世紀のアメリカの状況へ移して論ずることは、歴史への侮辱と言うべきであろう。修正第一条は、プロテスタントの宗教改革、およびその発展の論理的帰結であり、世俗主義とは正反対の、宗教に対する深い関心から生まれたものであった。それは宗教への無関心とは正反対の信条から由来したのであり、アメリカ人は教派の多様性こそ新国家の発展に必要であると決定したのである」。²

政治と宗教の分離は、宗教に対する政治の統制を助長するものではなく、宗教の多様性を認めることが国家の発展に寄与するとの確信から生まれたという。この問題の政治思想史的沿革をアメリカ合衆国の歴史を紐解きながら考察していくことは、わが国の議論にも資することが大きいと思われる。この小論では、アメリカの政治と宗教の係わり合いについて、植民地時代にまで遡りながら考察を進めていきたい。ピューリタンの指導者たちの政治社会への観察眼を探りながら、宗教の自由の意義と共同体の構成要素の役割について明らかにしていきたい。

1. 神権政治の視点

マサチューセッツ植民地のピューリタンたちが築き上げた政治体制は、いわゆる神権政治として知られている。すなわち、教会の構成員でなければ植民地の公民としての資格を有することができなかった。

当時の有力な指導者の一人であるジョン・コットン²は、民主主義は、この神権政治と矛盾することを明白に表明している。民主主義とは信仰心のない者に政治参加を認めるものであり、それは地上におけるキリスト教の精神に満ちた

² W・マーネル著、野村文子訳『信教の自由とアメリカ 合衆国憲法修正第一条・十四条の相克』（新教出版社、1987年）13頁。

理想的な国を築き上げるのにはふさわしいものではない。これに対して、君主制と貴族制を擁護している。神権政治がその正当性の十分な根拠を与えられる理由として、彼は次のような説明をしている。

「最高の指導者の選択に導く支配とは、あらゆる執政官のなかで公正さと重要さがあることである。それは（異邦人でない）同胞による他の同胞への監督になるべきものであるから。申命記17：15にあるように。そして、エトロがモーセに助言したように民を監督する指導者は、神を畏れる人でなくてはならないこと。出エジプト18：21にあるように。そして、ソロモンは、正しい人が権威を持っているときは国にとって喜びであり、悪人が支配するときは悲哀であるとした。箴言29：21，ヨブ記34：30にあるように」。³

ここでは政治的指導者にまず要請されることは、公正さ、重きを置かれていること、神を畏れ、正義を行う人である。すなわち、民衆の人気などはまったく考慮されていない。神権政治が寡頭政治の色彩をもつゆえんである。コトンは教会の任務と国家の任務が重なり合うことがあることを認めているが、両者が完全に一致していなければならないとは言わない。統治権（Lordship）が教会の世俗への支配に疑念を抱いたときには、教会はどのような立場をしめすべきかについて言明する。そのときは、「執政官は教会の役職に選ばれないし、教会からの指示によってではなく、世俗の法によって統治する。これらは一般の法廷で制定され、総督や官吏によって司法裁判所において執行されるものである。すべてにおいて、教会は（教会として）は、なすべきことは何もない。ただ支配と支配者を選択するために見合った道具を用意するにすぎない」。

国家的政治支配と教会の霊的指導は、完全に一致するわけではないことが明示されている。また第一コリント書6章1節から6節において、信徒同士で争いがあるときに信仰のない人々に訴えてはならないとする使徒の言葉につい

³ *Puritan in the New World—A Critical Anthology*, ed., David D. Hall (Princeton University Press, 2004) p.173

て、コットンは支持を表明しているが、それは「この世における教会の地位と最良の秩序ある国家が両立し得ない」ことを意味するわけではない。教会内部での信者の争いごとを、教会から選ばれた構成員が裁判できるように世俗権力に願い出ることは可能であるとし、それは民主主義であるとはいえず、国家を動乱に導き、人々の間の混乱をもたらすものではないという。なぜなら、「執政官の権威、人々の自由、教会の純粋性」は、けっして破壊されることなく、相互に強く補強しあうのである。「教会で維持された純粋性は、人々のよく訓練された自由を保持して、両者は執政官の均整のとれた権威を確立する。神はこれら三者を作り出しもので、決して混乱をもたらす方ではない。神の御心は混乱の道ではなく、平和の道なのである」。⁴ すなわち教会があくまでも聖書に依拠した純粋性を保つならば、神権政治という寡頭制は民主主義より優れているとの認識である。

コットンはさらに国家と教会の緊張関係について、踏み込んだ発言をしている。それは両者が結託することによって、権力がとどまりなく肥大化していくことを戒めているのである。「いかにして為政者たちの権威を、決して教会に角を与えるものではなく、教会の保護者として、そして、霊的な地位においては教会の子供として用いるのか」が重要になる。教会と国家の癒着が、教会をして異端者を焼き殺すような怪物にしてしまうとの懸念が示されている。

「もし教会が自分たちへの権力を望み、教会の指導者が御言葉によってではなく、権力欲によって、それを求めるのならば、為政者たちは教会が野獣になることを覚えていなくてはならない。(中略) これは有限なる人間に偉大なことを語らしめる無秩序な権力を与え、無制限に語らせる危険を犯し、その自虐的危険を見ることになる。ゆえに全世界をして、有限者なる人間に満足以上の権力を与えてはならないことを知らしめなくてはならない。なぜならそれを使うであろうから」。

⁴ Ibid., pp. 174-175.

教会の権威と国家の剣は区別されなくてはならない。コトンは聖俗両方の権力を抑制することを力説する。

「それゆえに、あらゆる地上の権力は抑制されなくてはならない。教会権力であろうが、そのほかであろうが。もし偉大なことを語る力が与えられているならば、そのときは大なる冒瀆を求めるであろうし、さらにまたその力を欲深く乱用するのである。(中略) それらが制限されないと嵐のようになる」。⁵

この言葉から分かるように、ピューリタン指導者たちには人間の作り出す権力についての警戒感が根付いている。彼らは権力の乱用、肥大化に対する警戒感を怠らないように注意を喚起している。それは権力を乱用しそうな為政者を選ばないような、責任感が人々に求められることである。

マサチューセッツ植民地の初代総督として有名なジョン・ウインスロップ(John Winthrop)は、為政者に対して抗議するさいには慎重にその理由を吟味しなくてはならないとしている。他者の弱さを糾弾するよりも自分の弱さを先ず見つめる必要があるという。為政者と人々は誓約によって結ばれているので、為政者はこの誓約に従って、神の法の規定により人々を統治する。この誓約を明らかに為政者が破るのなら、それは明らかに彼の責任である。「しかしあなたがたの為政者のような理解と分別のある人たちにとって、そうした事例なのか疑わしいとき、あるいは法の規定が疑わしいときには、あなたがたの為政者が失政を犯したならば、そのときは選んだ人々の側が責任を負うべきである」。⁶

この言葉は支配者たちの政治的責任を回避しようとの言葉に聞こえなくもないが、政治的共同体の統治においては、法の支配と社会契約が重要であり、共同体の構成員一人一人に対する政治参加の自覚を促すものと考えられる。政治権力について各個人が神の御心に従い誠実に関与することが求められている。ここでウインスロップは政治権力への服従は神と人との契約であり、貞節な妻が神聖な契約としての結婚によって夫に服従するように、人々も為政者に従うことを求めている。いささか保守的な言葉ではあるが、為政者が過ちを犯した

⁵ Ibid., p175

⁶ Ibid., pp.178-179.

事例を引き合いに出し、それがどのような状況であり、それぞれの状況において人々はいかなる行動をとるべきなのかという議論を持ち出すことによって、世俗的統治が王権神授説のように神聖化されることを回避している。コットン、ウインスロップ両者とも神権政治が人間による現世の支配であるかぎり失政、瑕疵を免れないとの認識を持っている。

2 現代アメリカの宗教と政治

アメリカは独立以前の植民地社会から、信教の自由と政教分離について敏感な政治的感覚を持つ国である。それでは先祖たちのこの認識は、現代においてはどのように引き継がれているのであろうか。ポール・カウパー (Paul G. Kauper) の議論は、この思想の現代的展開を理解するためには、きわめて示唆に富んでいると思われる。カウパーによれば、国教樹立禁止規定である合衆国憲法修正第一条は、その文言のなかに「政教分離」(separation of church and state) という直接的な言葉は含んでいない。それは教会と国家の間に壁を築き上げて、両者の間の完全なる分離を目指すものではないという。それゆえに、「教会と国家は基本的に異なる機能と目的に奉仕するものであるという根本的な前提から、出発することは有益である。政治的に組織化された社会を運営して、共同体の市民の要請に奉仕するのが国家の仕事であり、教会の仕事は人間の霊的要請に答え、宗教的関心事にふさわしい活動を実行することである」。⁷

教会と国家の間の分断を目指そうとするのが、修正第一条の正しい解釈ではない。むしろ「それぞれがお互いを尊敬して、お互いに依存しあっていること」を認識することが現実的な意味をこの規定に付与するという。国家が物理的な暴力装置である剣を独占する以上、「信者の共同体としての教会は、それゆえに、国家を尊敬し、国家に共同体の平和の維持を求め、その財産の保護を求め、国家によって与えられる公的なサービスの享受を求める」。教会は真理の伝達

⁷ Paul G. Kauper, *Civil Liberties and Constitution*, in *Church and State in American History*, ed. John F. Wilson and Donald L. Drakeman (Beacon Press, 1987) p 220.

という役割を果たすためにも、国家からの庇護を求めるのは必然である。よって、国家は教会がこの仕事に専心するためにも、さまざまな財政的助力をすることはその任務である。国家もまた教会からの支援を受けることになる。

ここでカウパーが主張するのは、教会と国家の融合や癒着を言うのではなく、両者の協働関係である。教会は国家に対して預言者的諫言をする役目があるという。「軍縮、戦争の手段として核兵器を使用すること、産児制限、貧者への給食、移民政策、教育への援助、高齢者への援助などの諸問題に関して、教会は重要な関心を持っている。これらは宗教的、政治的関心の両者である」。⁸ 教会はこれらの事項について、積極的に国家に対して助言し、具体的な立法の過程にまで介入することは当然のこととして許容される。人間の生命が根本的に脅かされるような事例に関して、教会は沈黙を守るようなことはありえないのである。

教会と国家はその人的資源を共有している。敬虔な信仰を持つ者が政治家や行政官を志すこともある。また子供の教育への財政支援などのように教会と国家の関心、役割が重なり合うところがある。よって現実的には完全な政教分離は困難である。実際に、今日までの連邦最高裁判所の判断においても、厳格な政教分離を求める判決は下されていない。1971年の Lemon 判決において、最高裁は、国教樹立禁止条項に反しないための基本三原則を掲げた。この事件は、ペンシルバニア州在住の納税者が、非公立の小中学校の教師の給与、教科書、特定の科目（宗教教育を除く）指導上必要とされる教材に要する経費の償還を定める州法を、修正第一条違反として提訴したものである。

この判決において、最高裁は「我々の基本的な考え方は、教会と国家の間の完全な分離を求めるものではない。これは不可能なことであって、政府と宗教活動の間の何らかの関係は避けがたい」として、次のような三原則を示した。⁹ それらは、「第一に、法律は世俗的な立法目的を有していなくてはならない。第二に、その主たるないし、主要な効果が宗教を促進しあるいは抑圧するもので

⁸ Ibid., p222

⁹ 別冊ジュリストNo.59, 『英米判例百選 公法』(有斐閣, 1978年) 107~108頁。

あってはならない。第三に、法律は『政府の宗教との過度の関わり合い』を促進してはならない」というものである。¹⁰

カウパーの議論や連邦最高裁判所の判決は、教会と国家の協働関係を前提としているものである。しかしながら、その協働関係が崩れることも現実にはありうる。例えばそれは国家がその権力を乱用して、人間性を蹂躪するような行為に出たときである。そのとき教会は国家に対して預言者的な批判を行なわねばならぬ。それはあくまでも言葉の力によって、道徳的説得によって、国家の暴走に歯止めをかけるのである。教会は物理的暴力装置を持たないのであるから、暴力革命を行使するわけではない、またそれを扇動することもない。こうした教会と国家の距離のとり方について、17世紀の神権政治の只中のピューリタンの政治指導者たちは、その政治過程における経験によって、注意深い観察眼をもっていたといえるだろう。その政治思想を深く探っていくには、彼らの人間理解を中心とする神学思想にまで分け入ることが必要となろう。それは自由の精神を基調とした人間精神の発展を目的とするものであった。またそれは、個々人の主体的政治参加への自覚を促進し、肥大化する現世の権威、権力の持つ陥穽を看破する知恵を陶冶するものであったといえよう。

信教の自由は、アメリカが独立以前の植民地時代からの具体的な重要課題であり、それを制度的に保障するものとして、独立革命期には憲法制定からまもなくして修正第一条として国教樹立禁止条項が制定された。20世紀のファシズム・軍国主義との戦いにおいて、自由と民主主義の根幹にあるものとして、フランクリン・D・ルーズベルト大統領は、有名な「四つの自由」の演説のなかで、この信教の自由について再度言及している。

おわりに

われわれは政治と宗教の関係を考察するときには、アメリカ合衆国の歴史のなかでこの問題がどのように取り扱われてきたかを再び考える必要がある。そ

¹⁰ 松井茂記著、『アメリカ憲法入門第2版』（有斐閣、1991年）207頁。

ここでは国民の基本的な人権の重要な要素であるこの精神の自由が、主要な課題として認識されてきた。政教関係を考えるときには、人間の自由の精神との関連をよく認識しなくてはならない。ともすれば、感情的なナショナリズムに偏りがちな議論に終始するわが国の靖国問題に接するときには、この視角から再考察しなくてはならない。前述した靖国訴訟における地裁判決は、「少なくとも信教を理由とする不利益な取り扱いもしくは宗教上の強制が具体的に存することが必要不可欠である」として請求は退けられたが、中曽根元首相が「公式参拝」を明言して小額とはいえ国費から供花料を支出したことは、国家が靖国神社に特別な保護を与えているような外観を示すことになるであろう。

アメリカにおいては、教会と国家の協働関係と対立関係が歴史上つねに重要な政治課題として認識されてきた。そこでは教会と国家の完全な分離は現実上不可能との考えがある一方で、教会は国家が人間精神を根本的に破壊するような政策をとるときには、道徳的教説をもって国家と対決しなくてはならないという預言者的使命が喚起される。両者の間には時として厳しい緊張がある。わが国においては合衆国よりも、この精神が希薄であるゆえに、人間精神の根本問題、社会的実存としての諸個人の自由の意義が曖昧になり、等閑にされる傾向が強くなる。すなわち信教の自由の権利に敏感になることが強く要請される政治社会であるといえる。従って憲法20条の政教分離規定は、一部学説や判例中の少数意見¹¹に見られるような厳格分離説をとるほうが望ましいと思われる。近年は、2004年（平成16年）の福岡地裁の判断にあるように、小泉首相の靖国参拝を「その行為が一般人から宗教的意義をもつものとして捉えられ、憲法上の問題のあり得ることを承知しつつされたものであって、その効果は、神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するものという

¹¹ この事例は1965年（昭和40年）、三重県津市で市体育館の起工式において、神道式の地鎮祭が挙行され、津市は神官への謝礼、供物料金を公金から支出したことをめぐって争われたものである。最高裁は、「直ちに、宗教的少数者の信教の自由を侵害するおそれが生ずることにはならない」として請求を棄却した。なお、判決のなかで15人中5人の裁判官の反対意見があり、「本件起工式は『極めて宗教色の濃いもの』であって、多数意見のように効果について考えてみても、神社神道を優遇し援助する結果となるから、憲法20条3項に違反する」とした。別冊ジュリスト No.109、『宗教判例百選（第二版）』（有斐閣、1991年）42～43頁。

べきであるから、憲法20条3項によって禁止されている宗教活動にあたる」との見解を示した。¹² これは公人としての首相の参拝を初めて違憲とした判決であり、今後の判決にいかなる影響を与えるものなのか、そして、国民各層にどのような議論を投げかけるのかという点において、注視し続けなくてはならないものであろう。

¹² ジュリスト臨時増刊2005・6・10『平成16年度重要判例解説』（有斐閣，2005年）16頁。